



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョッとちゃん」

# 犯罪被害を考える週間

危機管理課(☎21-5524 FAX 20-3151)

11月25日(出)～12月1日(金)は、「犯罪被害者週間」です。この週間は、犯罪被害者などが置かれている状況や犯罪被害者の名誉または平穏な生活のための配慮の重要性について、国民の理解を深めるための啓発事業が実施されます。

## 犯罪被害者等支援

市では、犯罪被害者などに対する総合窓口を、市役所東館・3階の危機管理課に設置しています。市民の皆さんが安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目的に「伊勢市犯罪被害者等支援条例」を制定し、関係各課、外部の関係団体(三重県・警察・公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター・みえ性暴力被害者支援センターよりこ など)と連携しながら、社会全体で犯罪被害者などの支援をする取り組みを進めています。また、犯罪に遭った直後の経済的な負担を軽減するため、犯罪被害者の皆さんに対し「支援金の支給」や「日常生活の支援」を行っています。

### 支援金

- 遺族支援金 : 300,000円
- 精神療養支援金 : 25,000円
- 重傷病支援金 : 100,000円

### 日常生活に関する支援

- 家事援助費用の助成  
上限3,000円/時間×上限30時間
- 一時保育費用の助成  
上限3,000円/日×上限5日
- 転居費用の助成  
上限200,000円
- 家賃の助成  
家賃月額1/2(上限30,000円×上限6カ月)

※事業の利用にあたってはさまざまな要件があります。詳しくは同課へ相談してください。

シリーズ消費生活



教えて

## 相談員さん!!



伊勢市消費生活センター(☎21-5717 FAX 22-5014) 伊勢市消費生活センター

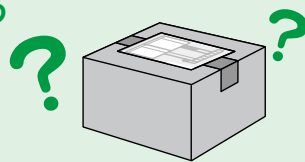
## 「覚えのない商品が送られてきた」という相談が増えています!

- 突然、身に覚えのない商品が送られてきた。⇒「送り付け商法」の可能性あります。
- お試し商品を注文し届いた後、翌月に再び商品が届いた。⇒「定期購入」である可能性があります。



「代引き」で送られてきた商品で、本人や家族などが注文したかどうか自信がない場合は、**その場で料金を支払わず、宅配業者に商品を預かってもらう「受取保留」を利用**しましょう。

※代引き料金を支払ってしまうと、後から取り戻すことができません。  
※受取保留には期限があります(宅配業者に確認しましょう)。



対応

### ①注文したかどうか自信がないとき

- ⇒送り状の「送り主」に連絡して注文内容を確認
- ※連絡したくない事情がある場合は、消費生活センターに相談しましょう。
- ※商品を受取拒否し、業者からの請求も無視した場合は、弁護士などから訴訟を起こされる可能性があります。

### ②注文していない確信があるとき

- ⇒商品を受取保留中の場合は、宅配業者に「受取拒否」を伝える
- ⇒代引きでない場合で商品を受け取っている場合は、処分することも可能

＼分からないことは、消費生活センターに相談しましょう／